

『宇治市における実施の制限』

以下の区域、期間には住宅宿泊事業の実施はできません。

① 区域：住居専用地域

期間：各年の3月1日の正午から翌年の1月1日の正午まで

住居専用地域とは・・・

都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域をいう。

② 区域：学校等の周辺区域

期間：次に掲げる期間（休日の前日に相当する期間を除く。）

I 各年の1月6日の正午から3月24日の正午まで

II 各年の4月5日の正午から7月20日の正午まで

III 各年の8月26日の正午から12月23日の正午まで

③ 区域：保育所等の周辺地域

期間：休日の前日に相当する期間以外の期間

学校等の周辺区域とは・・・

学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校の敷地から100メートル以内の区域をいう。

保育所等の周辺区域とは・・・

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地から100メートル以内の区域をいう。

休日の前日に相当する期間とは・・・

金曜日の正午から日曜日の正午まで及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（土曜日に当たる日を除く。）の前日の正午から当該休日の正午までをいう。

【イメージ図（学校等の周辺区域及び保育所等の周辺地域）】

（祝日無）

○：住宅宿泊事業可 ×：住宅宿泊事業不可

火		水		木		金		土		日		月	
午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後
→		×		×		○		○		×		×	

（祝日有）

○：住宅宿泊事業可 ×：住宅宿泊事業不可

火		水		祝		金		土		日		月	
午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後
→		×		○		×		○		○		×	